

十五の春

法学部長 辻 秀典

法学部は広島大学ではもともと新しい学部の一つである。しかし、それも昭和五十二年の設立以来すでに十五年を閲している。人ならば義務教育を終えた頃である。新たな一步をどう踏み出すか考えてみる時機であろう。

本学部設立の趣旨は、法学、政治学の領域を一般的にカバーする学部を設けることであつた。いいかえれば、「普通の法学部」をつくるということである。何の変哲もないというなかれ、当時、中四国の国立大学には法学部は驚くべきことにただの一つもなかつたのである。そして、設立以来の本学部の努力も「普通の法学部」として発展するということに主として向けられてきた。その意味では個性は必要なかつたのである。しかし、この十五年の間に事情は大きく変わった。法学部の数は国立大学だけをとっても十から十五に増え、中四国でも三つの国立大学法学部が並存することとなつた。法学部間の競争が熾烈になつていたのである。折りから「大学冬の時代の到来」とか、法学部に個性を刻印していくことが現下の課題となつてい

るか、個性を求めて単なる珍奇、変わりものに終わる危険もある。いたつて個性に乏しい私には手に余る仕事であるが、個性派ぞろいの同僚の協力を得て解決の糸口でも見つけていきたい。全学の皆さんの叱咤激励をお願いする次第である。



変革に対応する視点

医学部長 川崎 尚

昨今の大学事情は、否応なしに各大学に大きな変革を求めている。これに加えて広島大学には統合移転という固有の事情があり、さらに医学部には保健学科の整備と震地区再開発などの独自の問題がある。後者は震地区五部局がからむ極めて重要な課題であるのみならず、医学系研究科の充実とも密接に関連する。

このどれ一つをとつても、短い任期の間に片付く問題ではなく、一部局長の対応能力を超えた問題も多い。ただ現在、生き残りをかけて求められている変革への対応に停滞は許されない。拙速を避けながらも、医学部の英知を集め、震地区五部局の緊密な協力を得て事を処すのみである。幸い、わが部局は多士済済、組織としての意志決定のプロセスを誤らなければ、学部運営に対する構成員の理解と協力が得られることを確信している。この点では、今年度より発足した三学科長制度を活用することも必要であろう。

最後に、学部教育について一言。医学部の医学科、総合薬学科、保健学科の三学科構成は、二十一世紀へ向けてのわが国の医療保健情勢に対応し、この三分野をリードする人材育成の面から理想的である。それぞれの充実した専門教育とともに、従来より以上の専門基礎領域の相互交流が必要である。また、いずれも人の生命に関わる各学科であるからこそ一般教育、教養的教育をより一層重要視したいし、同じ考えの方々が医学部に多いことは心強い。

